

財政的援助団体等監査

(1) 監査対象団体、監査実施日及び監査の結果は、令和4年3月25日発行（山梨県公報号外第11号）山梨県監査委員告示第2号のとおり

(2) 監査の結果に基づく措置状況

監査対象団体	公益財団法人 小佐野記念財団	
所管部（局）課	知事政策局 国際戦略グループ	
監査実施日	令和3年11月17日	
	監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）
	<p><b>(指導事項)</b></p> <p>1 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律において作成することが定められている附属明細書が作成されていなかった。</p> <p>2 事務処理規程第16条及び別表3により、金額50万円以上の経費の収入及び支出に関することについては、業務執行理事の専決事項とされているが、事務局長の決裁となっているものがあつた。</p> <p>3 事務処理規程第28条に規定する資金の前渡により支出すべきであつたにもかかわらず、同規程によらずに支出されているものがあつた。</p>	<p>1（発生原因の検証結果） 法令等の確認不足により、附属明細書の作成が必要なことについて認識していなかった。 (対応状況等) 令和3年度決算から附属明細書を作成する。 (再発防止策) 法令等の規定を十分に理解するとともに、チェック体制を強化し、適切な事務処理に努める。</p> <p>2（発生原因の検証結果） 事務処理規程を確認しないまま、過去例に従って執行伺い等の文書を作成していたため、決裁者の指定を誤ってしまった。 (対応状況等) 当該事例については留意事項として引き継いで行くことを徹底することとした。 (再発防止策) 文書を起案する際は必ず規程第16条別表3に定める決裁者を確認するとともに、起案文書の備考欄に「金額50万円以上に該当するか否か」を記載し、複数人がチェックすることとした。</p> <p>3（発生原因の検証結果） 事務処理規程を確認せず、過去例を参考に支出処理を行ってしまった。 (対応状況等及び再発防止策) 事務処理規程を事前に十分確認し、適切な支出事務の執行に努める。</p>

監査対象団体	公益財団法人 山梨県国際交流協会	
所管部（局）課	知事政策局 国際戦略グループ	
監査実施日	令和3年11月25日	
	監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）
	<p><b>(指導事項)</b></p> <p>期末に変更し、翌期に支払うこととなつた県立国際交流センターの管理に係る委託料の返納額について、未払金に計上すべきところ、未収金に計上していた。</p>	<p>(発生原因の検証結果) 過去に委託料返納の事例がなかったため、誤つた認識で会計処理を行ってしまった。 (対応状況等及び再発防止策)</p>

	過去にない事例が発生した場合は、会計処理の方法について事前に十分に確認し、適正な会計処理に努める。
--	---

監査対象団体	公益財団法人 山梨県スポーツ協会	
所管部(局)課	スポーツ振興局 スポーツ振興課(出捐金、補助金、公の施設管理)、県土整備部 都市計画課(公の施設管理)	
監査実施日	令和3年12月13日、14日	令和4年2月1日
	監査の結果	講じた措置(又は今後の方針等)
	<p><b>[指摘事項]</b></p> <p>産業廃棄物収集・運搬及び処分等の委託契約は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」第6条の2により、金額等にかかわらず契約書を作成しなければならないが、廃プラスチック類・金属くず等廃棄物の運搬・処分について、契約書が作成されていなかった。</p> <p><b>(指導事項)</b></p> <p>1 会計規程第60条に長期継続契約を締結できる要件が定められ、同第69条にはこの規程の定めのほか必要な事項は山梨県財務規則を準用することが定められているが、消防用設備保守点検業務委託契約について、会計規程上の要件を満たしていないにもかかわらず、長期継続契約がなされていた。</p> <p>2 給与の支給要件については、給与規程第3条で「この規程で定めるもののほか、山梨県職員の例による。」とされているが、住居手当の認定において、住居手当支給上の家賃に含まれない駐車場代等が家賃に含まれている場合には、家主等に家賃の内訳を確認する必要があるが、確認がされていないものがあった。また、住居手当支給上の家賃に含まれない管理費・駐車場代等を含んだ家賃額で住居手当支給額が算定され、過大支給となっているも</p>	<p>(発生原因の検証結果)</p> <p>法令の規定を把握していなかった。</p> <p>(対応状況等)</p> <p>委託契約にあたり、法令に則り契約書を作成することを徹底した。</p> <p>(再発防止策)</p> <p>契約締結時に関係法令等の確認を徹底するとともに、協会内におけるチェック体制も強化して再発防止に努める。</p> <p>1 (発生原因の検証結果)</p> <p>指定管理業務における経費削減に繋がると考え、会計規程を十分に確認しないまま、要件を満たしていない一部の委託業務について長期継続契約を締結してしまった。</p> <p>(対応状況等)</p> <p>当該長期継続契約が令和4年度末で満了となることから、次回の契約時に契約内容の見直しを図ることとする。見直しにあたっては、会計規程や必要性をよく確認した上で、単年度契約か長期継続契約かを判断し、契約締結することとする。</p> <p>(再発防止策)</p> <p>今後、長期継続契約を締結する際は、会計規程上の要件を満たしているか確認を徹底するとともに、協会内におけるチェック体制を強化して再発防止に努める。</p> <p>2 (発生原因の検証結果)</p> <p>住居手当支給上の家賃は、管理費・駐車場代等を含めるものであると誤認していた。</p> <p>(対応状況等)</p> <p>住居手当を受給している全職員について認定されている家賃額の内訳を確認し、再算定を行った。また、過払いが認められた職員については過払い額を徴収した。</p> <p>(再発防止策)</p> <p>今後、住居手当の認定時には家賃の契約書記</p>

のがあった。	載の金額とその内訳（管理費・駐車場代等）を入念に確認する。また、協会内でのチェック体制についても見直しを図り再発防止に努める。
--------	---

監査対象団体	公立大学法人 山梨県立大学	
所管部（局）課	県民生活部 私学・科学振興課	
監査実施日	令和3年11月11日、12日	令和4年2月8日
	監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）
(指導事項)	<p>長期未収金が、決算日現在、次のとおり認められた。</p> <p>授業料 535,800円</p>	<p>(発生原因の検証結果)</p> <p>対象学生について、本人及び保護者に対し督促と復学の意思確認を行っていたが、納付意思の確認が遅れ、結果として授業料未納による除籍となり、長期未収金となった。</p> <p>(対応状況等)</p> <p>長期未収金については、督促を行い、回収に努めている。</p> <p>(再発防止策)</p> <p>長期未収金とならないよう、納期限後から速やかに督促を行い、回収に努めていく。</p> <p>※令和4年3月末現在 未収金残高 535,800円</p>

監査対象団体	社会福祉法人 山梨県社会福祉事業団	
所管部（局）課	福祉保健部 福祉保健総務課	
監査実施日	令和3年11月29日、30日	令和4年1月13日
	監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）
(指導事項)	<p>1 長期未収金が、決算日現在、次のとおり認められた。</p> <p>特別養護老人ホーム桃源荘 施設サービス利用料 99,556円</p> <p>2 社会保険料事業主負担分の一部が預り金に計上されていた。</p>	<p>1 (発生原因の検証結果)</p> <p>利用者名義の通帳を子（身元引受人）が管理しており、残金不足で利用料の引き落としができなかった。その後利用者が死亡し、当該子に督促しても入金されないことから未収金となっている。</p> <p>(対応状況等)</p> <p>子（身元引受人）に対し、定期的に電話や書面による督促を行うなど回収に努めたが、回収の見込みがないため、当法人が定める徴収不能引当計上基準第3条により、令和3年度決算において徴収不能として会計処理を行う。</p> <p>(再発防止策)</p> <p>令和3年度以降、利用契約時に連帯保証人を義務付け、状況に応じて成年後見人制度の活用を検討するなど、確実に利用料を徴収できる方策を講じている。</p> <p>※令和4年3月末現在 未収金残高 99,556円</p> <p>2 (発生原因の検証結果)</p> <p>社会保険料事業主負担分を被保険者負担分</p>

<p>3 個人が直接収受すべき利益について、施設における会計処理は不要にもかかわらず、当該個人が所属する施設において収益計上したのち、当該個人への還元を費用として処理されているものがあった。</p> <p>4 消防設備保守点検料について、養護老人ホーム、特定施設入居者介護事業、及び特別養護老人ホームの3箇所のサービス区分に対して、それぞれの配分基準に基づき経費負担を案分しているが、経費費目を保守料とすべきところ、賃借料に計上されているものがあった。</p> <p>5 業務請負契約及び工事請負契約について、経理規程第68条第1項に定められている契約保証金に関する事項や履行の遅滞その他の債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金等の事項が契約書に記載されていないものがあった。</p> <p>6 経理規程第66条第2項に「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」第3条第1項に規定する総務大臣が定める区分により、総務大臣が定める額以上の契約については、一般競争に付さなければならない。」と規定されているが、給食業務委託契約において、予定価格が当該額を超える</p>	<p>と同じ勘定に計上してしまった。 (対応状況等) 令和3年12月以降、社会保険料事業主負担分を「事業未払金」勘定に計上することとした。 (再発防止策) 複数人によるチェックを徹底し、適切な科目で処理するよう努める。</p> <p>3 (発生原因の検証結果) 施設利用者である個人の収支の状況を明らかにする必要があったため、施設の会計に計上してしまった。 (対応状況等及び再発防止策) 個人が直接収受すべき利益については、施設の会計への計上は行わないようするとともに、個人に係る収支の状況については受払簿を整備することにより明確にすることとした。</p> <p>4 (発生原因の検証結果) 該当保守点検料について、配分基準に基づき3事業に按分し、会計ソフトを用い仕訳伝票の作成を行ったが、特別養護老人ホーム分の仕訳に係る勘定科目について、「保守料」を選択すべきところ、誤って「賃借料」を選択してしまった。また、チェック体制が不十分であったため、決裁過程でも誤りを見落としてしまった。 (対応状況等及び再発防止策) 事前確認など適切な事務処理とともに、決裁時の確実なチェックを徹底し、再発防止に努める。</p> <p>5 (発生原因の検証結果) 請負業者が作成した契約書様式により契約を締結したため、必要な事項が記載されていなかった。また、記載がないことについて、確認を怠ってしまった。 (対応状況等) 請負業者の契約書様式に拠る場合は、経理規程第68条第1項に定める事項について確実に記載することを求めることとした。 (再発防止策) 契約書の内容について、複数職員による確認を徹底し、再発防止に努める。</p> <p>6 (発生原因の検証結果) 給食業務については、近年、調理員の確保が困難な状況にあることなどから、一般競争入札に付しても応札がなく、参加業者の確保に苦慮している。事業団としては、多くの方に入札参加いただき、落札価格が下がるように応札の可能性のある事業者を調査し、県内外の事業者</p>
--	--

<p>にもかかわらず、一般競争入札によらず、指名競争入札を行っていた。</p>	<p>よる指名競争入札を実施したことによる。 (対応状況等)          経理規程第66条第2項については、社会福祉法人のモデル規定をそのまま採用しているが、実態に見合った規定となっていないため、実態に見合うよう規定を改正した。 (再発防止策)          規定の内容と実際の取扱いに相違が生じないよう確認を徹底し、再発防止に努める。</p>
---	---

監査対象団体	地方独立行政法人 山梨県立病院機構														
所管部(局)課	福祉保健部 医務課														
監査実施日	令和3年11月4日、5日	令和4年2月3日													
監査の結果	講じた措置(又は今後の方針等)														
<p><b>(指導事項)</b></p> <p>1 長期未収金が、決算日現在、次のとおり認められた。</p> <table border="0" data-bbox="225 860 595 972"> <tr> <td>中央病院</td> <td>156,959,185円</td> </tr> <tr> <td>北病院</td> <td>16,447,000円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>173,406,185円</td> </tr> </table> <p>2 会計規程実施規程第8条の規定により、「支出予算を執行しようとするときは、支出契約決議書により、決裁を受けなければなら</p>	中央病院	156,959,185円	北病院	16,447,000円	合計	173,406,185円	<p>1 (発生原因の検証結果)</p> <p>未収金の主な発生原因として、患者本人の支払意思の欠如、家計の状況、死亡や予後の不良などによる診療結果への不満から故意に診療費を支払わない、などがある。 (対応状況等)          医業未収金については、文書等で督促しているが、発生から1年が経過したものは弁護士事務所と締結している未収金回収業務委託により、低減を図っている。          中央病院では、初期段階での請求を強化(督促状送付:発生から半月経過で送付し、その後2か月、4か月経過毎にも送付)するとともに、発生から6か月経過したものには連帯保証人にも請求を行っている。          北病院では、患者・患者家族・精神保健福祉士・事務担当者等の関係者で患者の経済状況や、支援体制について情報共有を密に行い、必要な行政サービスの申請や補助、経済状況に沿った医療費の分割納付や延長納付等の支払方法の提案や相談を随時行っている。 (再発防止策)          初期段階での請求の徹底等により未収金の発生防止を図るとともに、定期請求や弁護士への未収金回収業務を通して既に発生した未収金の解消に努める。</p> <p>※令和4年3月末現在 未収金残高</p> <table border="0" data-bbox="1054 1827 1417 1939"> <tr> <td>中央病院</td> <td>132,191,942円</td> </tr> <tr> <td>北病院</td> <td>16,603,743円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>148,795,685円</td> </tr> </table> <p>2 (発生原因の検証結果)</p> <p>担当者の会計規程等の認識不足及び決裁過程でのチェックが不十分であった。</p>			中央病院	132,191,942円	北病院	16,603,743円	合計	148,795,685円
中央病院	156,959,185円														
北病院	16,447,000円														
合計	173,406,185円														
中央病院	132,191,942円														
北病院	16,603,743円														
合計	148,795,685円														

<p>ない。」とされているが、決裁を受ける前に見積書を徴しているものがあった。</p>	<p>(対応状況等) 会計規程等について改めて周知を図った。令和3年度からの支出に当たっては、会計規程に則り、支出契約決議書による決裁を受けた後に見積書を徴取していることを確認した。</p> <p>(再発防止策) 契約事務を行う職員に対し引き続き適切な事務処理を指導するとともに、支出関係書類の決裁過程で適切なチェックが行われるよう徹底していく。</p>
<p>3 器械備品の貸借対照表価額と固定資産減価償却一覧表合計額が一致していなかった。</p>	<p>3 (発生原因の検証結果) 期末において減価償却費を計上した後に耐用年数を変更(15年→5年)したことにより減価償却費及び減価償却費累計額が過少となった。</p> <p>(対応状況等) 不一致となっている金額については会計監査人に協議のうえ修正の会計処理を行った。また、他の固定資産についても再度確認を行い、不一致がないことを確認した。</p> <p>(再発防止策) 財務諸表作成の際に複数の職員による確認の再徹底を行うことで再発防止に努める。</p>
<p>4 山梨県がん診療連携拠点病院機能強化事業費補助金について、補助金交付要綱第4条に「この補助金の交付額は、別表の第1欄の種別ごとに、第3欄の基準額の合計額と第4欄の対象経費の支出額の合計額とを比較して少ない方の額とする。」と定められているが、実績報告書に記載された対象経費の実支出額が相違しており、補助金の実績額が過少となっていた。</p>	<p>4 (発生原因の検証結果) 山梨県がん診療連携拠点病院機能強化事業費補助金交付要綱に関する担当者の認識不足及び決裁過程でのチェックが不十分であった。</p> <p>(対応状況等) 補助金の交付要綱について職員間で再度確認を行い、要綱に則った実績報告書(令和3年度)を作成していることを確認した。</p> <p>(再発防止策) 本案件についての引継ぎ等を徹底するとともに、複数の職員での確認を行うことで再発防止に努める。</p>

監査対象団体	公益財団法人 やまなし環境財団	
所管部(局)課	環境・エネルギー部 自然共生推進課	
監査実施日	令和3年12月8日	
	監査の結果	講じた措置(又は今後の方針等)
<p>(指導事項) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律において作成することが定められている附属明細書が作成されていなかった。</p>	<p>(発生原因の検証結果) 附属明細書の作成について、作成が必要な旨を承知しておらず、令和2年度決算書の作成の際に作成漏れとなった。</p> <p>(対応状況等) 令和3年度決算から附属明細書を作成する。</p> <p>(再発防止策)</p>	

	法令の規定について、職員に周知徹底を図り再発防止に努める。
--	-------------------------------

監査対象団体	公益財団法人 山梨県農業振興公社										
所管部(局)課	農政部 担い手・農地対策課										
監査実施日	令和3年12月21日、22日	令和4年2月1日									
	監査の結果	講じた措置(又は今後の方針等)									
	(指導事項)										
1	<p>長期未収金が、決算日現在、次のとおり認められた。</p> <table border="0"> <tr> <td>就農支援資金貸付金</td> <td>2,403,000円</td> </tr> <tr> <td>農地中間管理事業に係る貸付賃料</td> <td>91,380円</td> </tr> </table>	就農支援資金貸付金	2,403,000円	農地中間管理事業に係る貸付賃料	91,380円	<p>1 (発生原因の検証結果)</p> <p>就農支援資金貸付金については貸付けた農業者の返済金の滞納によるもので、滞納の原因は、当該農業者の経営不振による廃業により、返済原資が農業で得られなかったことによるものである。</p> <p>農地中間管理事業に係る貸付賃料については、農地を借り受けた農業者の経営不振等により、賃料支払いが遅れたことによるものである。</p> <p>(対応状況等)</p> <p>就農支援資金貸付金については分納で回収しており、農地中間管理事業の貸付賃料については担当者が滞納者に対し督促を行い回収に努めている。</p> <p>(再発防止策)</p> <p>就農支援資金は、現在新規の貸付けは行っていないことから、残存する債権の管理を適切に行うとともに引き続き回収に努めていく。</p> <p>農地中間管理事業に係る貸付賃料については、長期未収金とならないよう納期限後から速やかに督促を行うとともに、督促に応じない滞納者に対しては法的措置も視野に入れ回収に努めていく。</p> <p>※令和4年3月末現在 未収金残高</p> <table border="0"> <tr> <td>就農支援資金貸付金</td> <td>2,263,000円</td> </tr> <tr> <td>農地中間管理事業に係る貸付賃料</td> <td>613,221円</td> </tr> </table>		就農支援資金貸付金	2,263,000円	農地中間管理事業に係る貸付賃料	613,221円
就農支援資金貸付金	2,403,000円										
農地中間管理事業に係る貸付賃料	91,380円										
就農支援資金貸付金	2,263,000円										
農地中間管理事業に係る貸付賃料	613,221円										
2	<p>農地中間管理事業に係る貸付賃料の貸倒引当金について、財務諸表に対する注記にある債権区分に応じた計上基準のうち、債権の性質に適合した区分が適用されておらず、一般債権の計上基準である法人税法の規定による法定繰入率を適用していた。</p>	<p>2 (発生原因の検証結果)</p> <p>農地中間管理事業に係る貸付賃料のうち、未収金となってから1年間を経過したのもも流動資産の事業未収金としていたことから、貸倒引当金の債権区分についても一般債権として取り扱っていた。</p> <p>(対応状況等)</p> <p>令和3年度の決算時に貸倒引当金の債権区分を修正する。</p> <p>(再発防止策)</p> <p>公益法人会計基準等をしっかり把握し、未収金の区分や、貸倒引当金の債権区分を適切に判断し、処理を行っていく。</p>									

<p>3 会計規程第 37 条に、物品の管理として「出納責任者は、常に残高とこれに関係ある帳簿の残高とを照合し、その正確な額の確認に努めなければならない。」とあるが、一括購入した収入印紙について、受払の管理が行われておらず、決算時の残高が把握されていなかった。</p> <p>4 会計規程第 38 条に、「契約の事務手続きは、山梨県財務規則の規定に準じて行うものとする。」とあるが、予定価格が 10 万円を超える契約であるにもかかわらず、2 者以上の者から見積書が徴されず、単独随意契約とする理由書が作成されていないものがあった。</p>	<p>3 (発生原因の検証結果)  収入印紙は、その都度必要数のみ予算の執行伺により決裁を受け購入している。しかし、令和2年12月に発生した農地中間管理事業に係る借受賃料の誤払いについて、過払い分を現金で領収する必要性が生じたため、領収書に貼付する収入印紙を急遽まとめて購入したが、管理簿の作成をしていなかった。  (対応状況等)  収入印紙の管理簿を作成した。  (再発防止策)  収入印紙をまとめて購入した際には、管理簿に記載し管理するよう職員に周知し、複数職員によるチェックを徹底するなど、適正な事務処理に努める。</p> <p>4 (発生原因の検証結果)  山梨県財務規則に規定されている、随意契約の際の見積書徴収を要する諸条件について、十分理解していなかった。  (対応状況等)  随意契約による物品購入などで予定価格が10万円以上の時は、2者以上の者から見積書を徴収するよう職員に周知した。  (再発防止策)  複数職員によるチェックの徹底、予算の執行伺い時に添付するチェック表の作成を行い、適正な事務処理に努める。</p>
<p>(意見)</p> <p>昨年度実施した監査において指導事項4件、本年度も指導事項4件と多くの不適切な事務処理が見受けられ、加えて昨年度には、農地中間管理事業に係る借受賃料の誤払いという事案も発生した。</p> <p>今後、こうした不適切な事務処理が再び発生しないよう、事務処理に係る組織内での確認体制の見直しに取り組むとともに、限られた人員の中にあっても健全かつ効率的な事業運営が確保されるよう、組織体制について検討されたい。</p>	<p>(団体)</p> <p>限られた人員の中にあっても正確かつ効率的な事業運営が確保されるよう、業務量が増加している農地中間管理事業を中心に、事務作業の内容を全面的に見直し効率化を図るとともに、組織体制についても見直しを行っているところである。</p> <p>また、農地中間管理事業における貸付賃料の請求と借受賃料の納付事務では、導入した農地貸借情報管理専用システムの最大限の活用や、新たに作成したチェックリストによる複数人によるチェック体制の構築などにより、事務作業の精度の向上を図っている。</p> <p>(所管部局)</p> <p>指導事項の発生要因は、いずれも契約事務等の会計処理において必要な知識の不足や、複数の職員によるチェックなどの内部統制が十分機能していなかったことなどによる。</p> <p>今後、公社では、不適切な事務処理の再発を防止するため、職員の会計事務の知識の習得や、複数職員による書類チェック体制の強化を徹底</p>



	<p>していくことと併せて、事務のスリム化を図りながら効率的に遂行できるよう、現員数の中で組織や業務執行体制を見直すこととしている。</p> <p>昨年度中途から農地中間管理の業務管理システムで公社と市町村（委託先）がオンラインでつながり、農地の集積・配分計画の作成、賃料請求・支払のデータ処理等が可能となったことから、事務処理ミスの再発防止や、業務の質の向上や簡素・効率化が図られるものと考えている。</p> <p>部としては、今後、当該システムが最大限活用され、公社の事務処理がさらに効率的かつ適正に行われるよう助言等を行うとともに、職員が定期的に公社に赴き、研修の実施や、規程どおり事務処理が行われチェック機能が十分確保されているかなどについて確認・指導し事務処理ミスの再発防止に努める。</p>
--	---

監査対象団体	公益財団法人 山梨県子牛育成協会	
所管部（局）課	農政部 畜産課	
監査実施日	令和3年12月2日	
	監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）
<b>(指導事項)</b>	<p>資金前渡した見舞金に係る現金支払について、財務規程第10条に定められた資金前渡整理簿への登載及び精算書の提出がなされていなかった。</p>	<p>(発生原因の検証結果)</p> <p>資金前渡した場合には、資金前渡整理簿への登載、精算書の提出を行っているが、今回、指摘を受けた見舞金について、この処理を失念してしまったものである。</p> <p>(対応状況等)</p> <p>資金前渡をした場合には、資金前渡整理簿への登載、精算書の提出を徹底している。</p> <p>(再発防止策)</p> <p>資金前渡に係る会計書類については、処理が完結するまで未処理書類として保管することで、失念することを防止しているが、事務処理に遺漏のないよう改めて周知徹底を図る。</p>

監査対象団体	山梨県道路公社	
所管部（局）課	県土整備部 道路整備課	
監査実施日	令和3年12月1日 令和4年1月25日	
	監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）
<b>(指導事項)</b>	<p>1 長期未収金が、決算日現在、次のとおり認められた。</p> <p>駐車場利用料（小井川駐車場） 225,000円</p>	<p>1 (発生原因の検証結果)</p> <p>債務者が行方不明となる等の理由により徴収困難となった。</p> <p>(対応状況等)</p> <p>行方不明者分を除く債権について、滞納者への督促状の発付、電話催告等を行い、回収した。</p>

<p>2 総勘定元帳の固定資産に記載されているもののうち、固定資産に該当しないものがあるとともに、固定資産台帳に登載されておらず、かつ、減価償却費が計上されていないものがあった。</p> <p>3 雁坂トンネル有料道路管理事務所において、事務員の雇用保険料預り金を共済費に振り替えず、雑収入に計上していたことにより、営業費用等が過大に計上されていた。</p>	<p>(再発防止策) 未納駐車場料金を回収するため令和3年度より処理マニュアルを作成し、整理したところである。今後は、処理マニュアルに基づき債権回収を強化していく。 ※令和4年3月末現在 未収金残高 36,000円</p> <p>2 (発生原因の検証結果) 令和2年度管理事務所の建替に伴い、什器一式を大量購入したが、一部の品目に固定資産と消耗品の判断基準に分かれるものがあった。その際、消耗品と判断したため、減価償却費を未計上とした。 (対応状況等) 令和3年度決算において、固定資産台帳への登録及び減価償却費(過年度損益修正損)を計上した。 (再発防止策) 本社及び各事務所間で複数の職員によるダブルチェックを行うとともに、顧問会計士による第三者チェック及び指導を受け、再発防止に努める。</p> <p>3 (発生原因の検証結果) 誤った認識により、会計処理を行っていた。 (対応状況等) 共済費への振替処理を行った。 (再発防止策) 本社及び各事務所間で複数の職員によるダブルチェックを行うとともに、顧問会計士による第三者チェック及び指導を受け、再発防止に努める。</p>
---	---

監査対象団体	公益財団法人 やまなし文化学習協会	
所管部(局)課	教育庁 生涯学習課(出捐金)、県民生活部 県民生活総務課(公の施設管理)	
監査実施日	令和3年11月18日、19日 令和4年1月25日	
監査の結果	講じた措置(又は今後の方針等)	
<p>(指導事項)</p> <p>1 消費税及び地方消費税の確定申告における一部の支出について、非課税仕入れとすべきものを課税仕入れとした額よりも課税仕入れとすべきものを非課税仕入れとした額の方が多く計上されていた。</p>	<p>1 (発生原因の検証結果) 職員間で消費税及び地方消費税の課税・不課税・非課税に係る認識が不足していたため、誤った事務処理を行っていた。 (対応状況等) 今回誤った処理を行った事例及び消費税法等の関係規定について、担当職員間及び協会内で改めて共有し、今後の事務処理ミス防止について注意喚起を行った。 (再発防止策) 年度ごとに担当職員に対する研修等を行い、</p>	

<p>2 弁護士、建築士への報酬について、所得税を源泉徴収せずに支払っていたものがあつた。</p> <p>3 購入後一定期間、財務規程第40条に規定されている郵便切手類受払簿に記載されていない切手があつた。</p> <p>4 「山梨ことぶき勸学院に関する業務委託契約書」第20条に遵守すべきとされている別記「情報セキュリティに関する特記事項」の第3条及び第4条において、同法人は山梨県に対してセキュリティ責任者と業務従事者を書面で明らかにしなければならないと定めているが、書面での報告がなされていなかった。</p>	<p>再発防止を徹底する。</p> <p>2 (発生原因の検証結果) 職員間で所得税の源泉徴収に係る認識が不足していたため、誤った事務処理を行っていた。(対応状況等) 今回徴収が漏れていた事例及び所得税法等の関係規定を協会内で改めて共有し、今後の事務処理ミス防止について注意喚起を行った。(再発防止策) 年度ごとに担当職員に対する研修等を行い、再発防止を徹底する。</p> <p>3 (発生原因の検証結果) 職員間で協会本部での購入・検収日から各施設での受け入れまでの切手類の受払管理の必要性を認識していなかったため、適切な処理を行っていなかった。(対応状況等) 郵便切手類受払簿について、新たに協会本部の簿冊を作成し、購入後の切手類の記録を明確にすることとした。(再発防止策) 切手類購入の都度、本部と各施設双方で受払日について確認を行い、適切な処理を実施していく。</p> <p>4 (発生原因の検証結果) 令和2年度契約において新たに設けられた事項であり、確認が不十分であったため、報告が漏れていた。(対応状況等) 早急に書面による報告を行った。(再発防止策) 年度ごとに職員に対する注意喚起を行い、特に新たに規定された契約事項の履行に漏れ等がないか各職場で確認を行い、再発防止を徹底する。</p>
---	--

監査対象団体	公益財団法人 山梨総合研究所	
所管部(局)課	知事政策局 政策企画グループ	
監査実施日	令和3年10月29日	
監査の結果		講じた措置(又は今後の方針等)
<p>(指導事項)</p> <p>1 定款第6条及び第8条で、法人の財産は基本財産とその他の財産とし、財産の管理・運用方法は別に定める資金運用規程によるとされ、基本財産は基本財産運用規程に定められているが、その他の財産について運用規程が作成</p>		<p>1 (発生原因の検証結果) 基本財産については運用規程が必要との認識の下、平成15年に規程が定められていたが、その他資産については「制定が必要」との認識がなく、現在まで至ってしまった。</p>

<p>されていなかった。</p> <p>2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律において作成することが定められている附属明細書が作成されていなかった。</p>	<p>(対応状況等)</p> <p>基本財産の運用規程は平成23年に改定されているが、対象商品の廃止やその後の社会情勢等を勘案するなかでそぐわなくなっており、近々改定を検討していることから、その他の財産についての運用規程についても、令和4年度中をめどに、時期を合わせて制定する。</p> <p>(再発防止策)</p> <p>「組織は公式に認められたルールに基づき運営する」という考えの下、規程の整備の必要性についての認識を高め、組織運営において文書化されていない事務処理や運用ルール等について、規定化を図っていく。</p> <p>2 (発生原因の検証結果)</p> <p>財務諸表の注記に附属明細書の内容を記載していたため作成不要と考えていた。</p> <p>(対応状況等)</p> <p>公益法人会計基準平成20年改正基準において、附属明細書を作成しなければならないこと、及び財務諸表の注記に記載している場合には、附属明細書においては、その旨の記載をもって内容の記載は省略することができることが定められていることから、令和3年度決算から作成する。</p> <p>(再発防止策)</p> <p>公益法人会計に関する理解を深め、適切な事務処理に努めていく。</p>
---	---

監査対象団体	一般財団法人 山梨県地場産業センター	
所管部(局)課	観光文化部 観光振興課	
監査実施日	令和3年11月9日	
	監査の結果	講じた措置(又は今後の方針等)
<p>(指導事項)</p> <p>1 本来収益とすべき販売代金が預り金となっていた。</p>		<p>1 (発生原因の検証結果)</p> <p>職員の確認及び認識不足があったこと、会計規程に則った事務処理が行われておらず、組織としてのチェック体制が欠如していたこと、また、顧問税理士から計上誤りの可能性を指摘されていたにもかかわらず精査できていなかったことなどにより、違算処理となってしまった。</p> <p>(対応状況等)</p> <p>本来収益とすべき販売代金を過年度分の収益として、令和3年度分の決算処理と合わせ修正申告を行い処理する。</p> <p>(再発防止策)</p> <p>今後は、会計規程に則り、複数の職員によるチェック体制による厳格な事務処理を励行するとともに、顧問税理士と連携を密に取り再発防止に努める。</p>

<p>2 固定資産の減損損失に係る繰延税金資産を計上する際には、当該固定資産の売却等に係る実施計画等が必要となるが、売却に係る実施計画等が作成されていないなど、要件を満たしていなかった。また、未払事業税に係る繰延税金資産の計上の際に用いた法定実効税率が誤っていた。</p> <p>3 貯蔵品として郵便切手を計上しているが、令和2年度末残高について、貸借対照表に正しく記載されていなかった。</p>	<p>2 (発生原因の検証結果)  税効果会計について認識不足があり、一般財団法人移行時に決算書を作成した際、繰延税金資産の計上を誤ってしまった。移行後も誤りに気付くことができなかった。  (対応状況等)  当該固定資産を売却する予定がないため、令和3年度決算において繰延税金資産の取崩しを行う。  また、法定実効税率についても同様に適正な税率で処理する。  (再発防止策)  今後は、税効果会計に係る会計基準の適用指針に則り、厳正な会計処理を励行し再発防止に努める。</p> <p>3 (発生原因の検証結果)  決算処理の際、期末分ではなく2月末の残高を誤って計上してしまった。また、会計規程に則った事務処理が行われておらず、チェック体制が欠如していたため、誤りに気付くことができなかった。  (対応状況等及び再発防止策)  貯蔵品の残高表に項目を設けて何月分かを明示するとともに、今後は、会計規程に則り、複数の職員によるチェック体制による厳格な事務処理を励行し、再発防止に努める。</p>
--	--

監査対象団体	株式会社 山梨食肉流通センター	
所管部(局)課	農政部 畜産課	
監査実施日	令和4年1月11日 令和4年2月10日	
監査の結果	講じた措置(又は今後の方針等)	
<p>(指導事項)</p> <p>1 長期未収金が、決算日現在、次のとおり認められた。  販売未収金 7,932,827円  また、貸倒引当金が過大となっていた。</p> <p>2 購入により取得した物品について、当初資産計上した後、リース契約に切り替え、賃借料を費用として計上したにもかかわらず、資</p>	<p>1 (発生原因の検証結果)  販売代金の未収金であり、分割で月ごとに返済を受けているが、3月末の入金確認前に決算処理をしたため、貸倒引当金の計上額を誤ってしまった。  (対応状況等及び再発防止策)  債務者からの返済が滞らないよう、債権管理を徹底するとともに、早期回収に向け、月ごとの返済額の増額を交渉する。また、決算処理の際には金額の確認を徹底する。  ※令和4年3月末現在 未収金残高 7,602,827円</p> <p>2 (発生原因の検証結果)  固定資産の科目替えを実施した際に、取消処理を失念した。また、令和2年度に行った処理</p>	

<p>産としての取消をしていなかったものがあつた。また、固定資産台帳において、期末帳簿価額がマイナス残高となっている備品が複数あつた。</p>	<p>により期首帳簿価額が誤っていたため、期末帳簿価額がマイナス残高になってしまった。 (対応状況等) 内容を精査のうえ、修正処理を進めている。 (再発防止策) 決算処理の際に、固定資産台帳の内容確認を徹底するとともに、顧問会計士に対しダブルチェックを依頼する。</p>
<p>3 職員に対し、賃金規程にない賃金が支給されていた。</p>	<p>3 (発生原因の検証結果) 賃金規程改定の際、設けるべき項目の記載を失念してしまった。 (対応状況等) 賃金規程を再度改定する。 (再発防止策) 規程改定時には複数人による確認を徹底し、再発防止に努める。</p>

監査対象団体	一般財団法人 山梨県消防協会	
所管部(局)課	防災局 防災危機管理課	
監査実施日	令和3年11月24日	
	監査の結果	講じた措置(又は今後の方針等)
<p><b>(指導事項)</b> 指定管理業務に係る経費で購入したパソコン2台について、基本協定書第17条第7項に、あらかじめ山梨県の承認を受けて、管理業務に係る経費で備品を購入・調達し、管理業務の用に供することができる旨が定められているが、山梨県の承認を受けていなかった。</p>		<p>(発生原因の検証結果) 経理事務や防災安全センターの予約管理業務に使用するパソコンが故障し、業務に多大な支障を来したことから、購入に急を要したこと、県の承認手続きについて事務局内で十分に周知が図られていなかったこと、また、購入時期が業務の繁忙期と重なっていたことから、県の承認手続きを経ずに購入してしまった。 (対応状況等) 令和4年4月8日付で県に対し、パソコン購入の経緯や問題点及び改善方策を記した顛末書を提出した。 (再発防止策) 基本協定書に定める諸手続きについて、事務局内で研修を実施し、今後の事務処理にあたっては、必要とされる手続き等について遺漏がないように周知徹底を図った。 また、管理業務に係る経費で備品を購入する場合は、発注や支払の事務を行う職員以外の職員及び事務局長が、県の承認の要否等についてダブルチェックを行うことをルール化した。</p>

監査対象団体	社会福祉法人 山梨県社会福祉協議会	
所管部(局)課	福祉保健部 健康長寿推進課(公の施設管理)、福祉保健総務課(補助金)、県民生活部 県民安全協働課(補助金)	

監査実施日	令和3年10月20日	
	監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）
(指導事項)	<p>やまなしNPO情報ネットポータルサイト保守委託契約等について、経理規程第77条に定められている契約保証金及び履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金に関する事項が、契約書に記載されていないものがあった。</p>	<p>(発生原因の検証結果) 契約書の記載内容の確認が十分に行われていなかった。</p> <p>(対応状況等及び再発防止策) 各事業担当課所での契約時において、経理規程第77条に定める契約保証金及び履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金に関する記載を職員研修等を通じて職員に対し徹底するとともに、総務担当者（契約担当）の最終確認時のチェック項目に加え、再発防止のチェック体制を整備した。</p>

監査対象団体	山梨県造園建設業協同組合	
所管部（局）課	林政部 県有林課	
監査実施日	令和3年11月2日	
	監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）
(指導事項)	<p>管理運営業務仕様書に暴力団の排除措置が定められているが、清掃業務請負契約書において、契約解除のための暴力団排除条項が設けられていなかった。</p>	<p>(発生原因の検証結果) 契約締結時に内容のチェックが十分に行われていなかったことによる。</p> <p>(対応状況等) 今後使用する請負契約書様式に暴力団排除条項を加えた。</p> <p>(再発防止策) 請負契約にあたっては、改正した契約書様式を使用するとともに、担当課長及び所長によるダブルチェック体制を構築した。</p>

監査対象団体	株式会社 ピカ	
所管部（局）課	観光文化部 世界遺産富士山課	
監査実施日	令和3年12月9日	
	監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）
(指導事項)	<p>1 カフェ売上のうち、従業員食事代収入を現金収納した際に、雑費の貸方に計上し、収益としては計上されていなかった。</p>	<p>1 (発生原因の検証結果) 原材料費に近い価格に食事代を設定していたことから、利益がある収入として考えていなかったため、雑費として処理していた。</p> <p>(対応状況等) 令和4年度からは従業員食事代を飲食部門の収入として計上する。</p> <p>(再発防止策) 富士山世界遺産センターに係る事業で生じた収入は、全て収益として計上するよう徹底する。</p>

<p>2 管理運営業務仕様書に暴力団の排除措置が定められているが、清掃業務委託契約書において、契約解除のための暴力団排除条項が設けられていなかった。</p>	<p>2 (発生原因の検証結果)        請負業者が従前から使用している契約書の様式により契約を締結したが、暴力団排除条項が設けられていないことに気付かなかった。        (対応状況等)        清掃業務委託契約書について、「反社会的勢力排除に関する覚書」を締結した。        (再発防止策)        契約書には必ず暴力団排除条項を設けることとし、契約締結時の契約書内容確認事項に「暴力団排除条項の有無を確認する」を設けた。</p>
--	---

監査対象団体	株式会社 清里丘の公園	
所管部(局)課	企業局 総務課	
監査実施日	令和3年12月3日 令和4年1月27日	
	監査の結果	講じた措置 (又は今後の方針等)
<p><b>(指導事項)</b>        自動更新となっている産業廃棄物処分委託契約について、契約更新時には契約書に添付された産業廃棄物処分業許可証の有効年月日が終了していたにもかかわらず、変更後の許可証の写しの提出を受けていなかった。</p>	<p>(発生原因の検証結果)        担当者の有効年月日の確認不足により、変更後の許可証の写しの提出を受けていなかった。        (対応状況等)        指導後速やかに許可証の提出を受けた。        (再発防止策)        今後は契約書を十分理解するとともに、添付書類の確認を徹底し、再発防止に取り組んでいく。</p>	